

議案第 97 号

徳島県との間における事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により徳島県との間において学校業務支援システムの共同化に関する事務を委託することについて、別紙のとおり規約を定め、協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市と徳島県との間の学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 小松島市（以下「甲」という。）は、学校業務支援システムの共同化に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を徳島県（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 学校業務支援システムの標準化及び共同化に関する事務
 - (2) 学校業務支援システムの運用上の安全性の確保に関する事務
- (管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、徳島県知事（以下「知事」という。）が、小松島市長（以下「市長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書を市長に送付しなければならない。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、委託事務の管理及び執行に要する経費及び乙の委託事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、委託事務の執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

（条例等改正の場合の措置）

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市長に通知しなければならない。

（雑則）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。